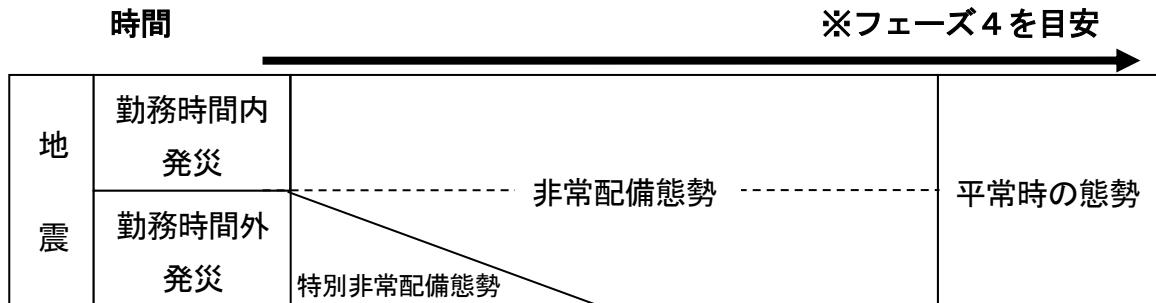


# 第3部 対応態勢

# 第1章 震災時災害対策本部設置態勢

以下のとおり、本区の緊急対応時の体制を「発災の時間帯」による整理で分類し、体制の違いを確認する。

## 1 震災時（発災の時間帯による整理）



### (1) 非常配備態勢（勤務時間内）

災害対策本部を設置したときは「非常配備態勢」の指令を発し、職員を配備する。

### (2) 特別非常配備態勢（勤務時間外）

夜間・休日等の勤務時間外に大地震（区内最大震度5強以上）または、これに準ずる地震により災害が発生した場合の一時的な態勢。

なお、一定数の人員が確保され次第、「非常配備態勢」に移行する。

※フェーズ4 … 第4部初動応急計画【震災編】「全体イメージ」参照。

## 第1節 非常配備態勢（勤務時間内）

区長は、区内で災害（災害救助法の適用基準に達する程度の災害をいう。）が発生、または発生のおそれがある場合に、災害対策本部を設置したときには、非常配備態勢の指令を発し、職員を配備する。

また、特別非常配備態勢により災害応急活動を始めた場合、職員の収集状況及び災害の推移・経過等を考慮し、非常配備態勢に円滑に移行できるよう指示する。

### 1 江戸川区災害対策本部

職員は、勤務時間内に地震を感じた場合、地震情報を収集し、気象庁発表の震度が区内最大5強以上を記録したときは、直ちに本部を設置し応急対策を実施する。

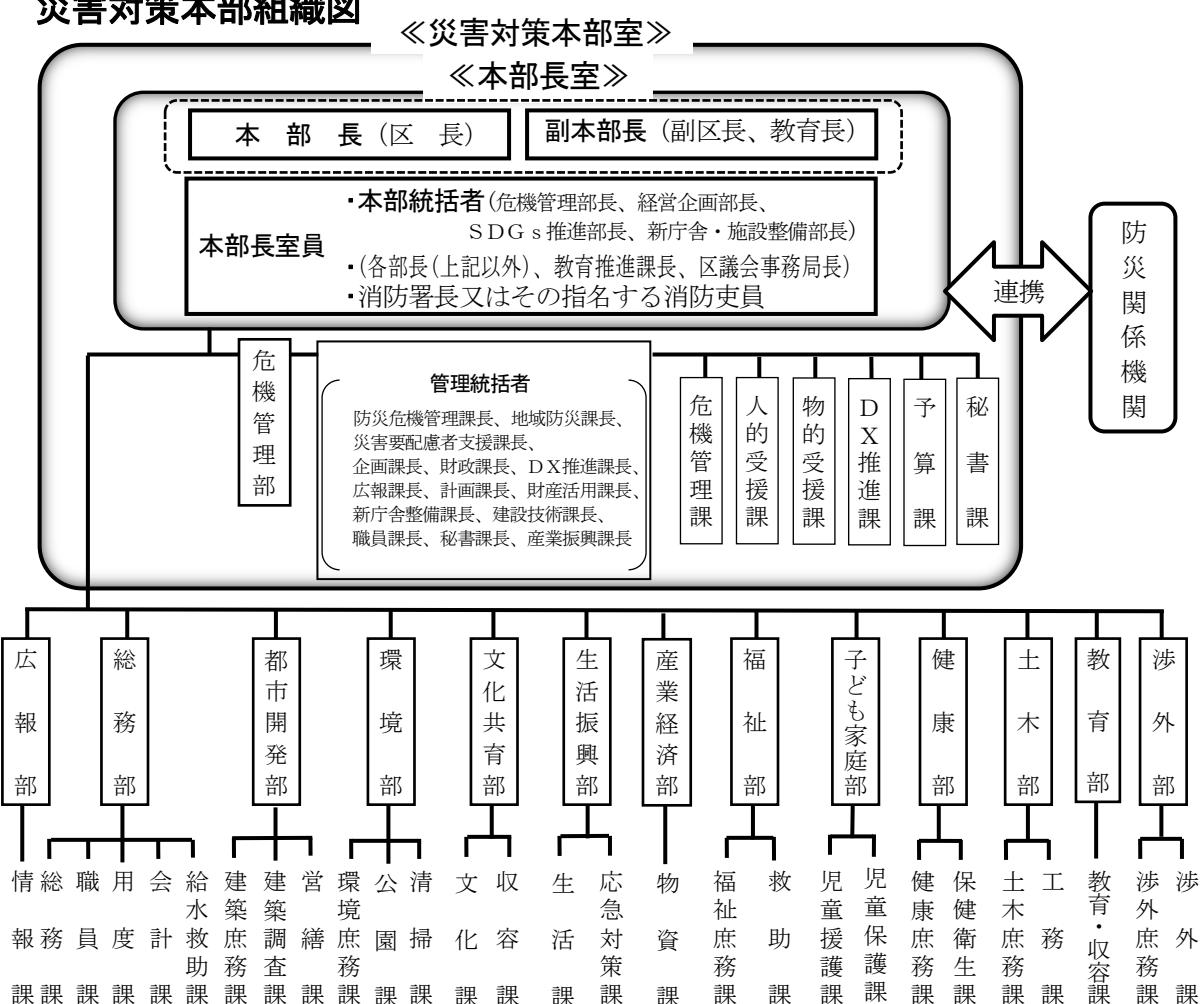
#### (1) 江戸川区災害対策本部の設置

区長は、区の地域において災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、本部設置の必要があると認めるときは本部を設置する。

#### (2) 江戸川区災害対策本部の組織

江戸川区災害対策本部は、本部長室及び部をもって構成する。

### 災害対策本部組織図



#### (3) 本部長室の構成及び所掌事務

本章第3節第2項を参照

## (4) 各部の所掌事務

各 部	内 容
危機管理部 (経営企画部) (SDGs推進部) (新庁舎・施設整備部) (危機管理部) (総務部) (産業経済部)	1 災害対策本部及び防災会議に関すること。 2 都本部との連絡・情報交換及び要請等に関すること。 3 防災関係機関との連絡及び他部との連絡に関すること。 4 被害情報の収集及び通信連絡に関すること。 5 全庁情報システムネットワークの復旧・維持に関すること。 6 災害対策関係予算に関すること。 7 区民生活の復興に係わる総合調整に関すること。 8 受援対策に関すること。 9 広域連携の調整に関すること。 10 その他、特命に関すること。
広報部 (SDGs推進部)	1 災害に関する広報・広聴に関すること。 2 報道機関との連絡に関すること。 3 相談窓口の開設に関すること。 4 災害時における他の部の応援に関すること。
総務部 (総務部) (会計課)	1 災害対策物品・車両等の調達及び配分に関すること。 2 職員の動員・配置計画・給与・給食に関すること。 3 応急給水に関すること。 4 義援金の受領、管理及び配分に関すること。 5 災害対策に必要な現金・物品の出納に関すること。 6 男女共同参画に係る調整を行うこと。 7 DV被害者等の相談及び援助に関すること。 8 他の部に属さないこと。 9 災害時における他の部の応援に関すること。
都市開発部 (都市開発部)	1 防災都市づくりに関すること。 2 庁舎等の防災及び修理に関すること。 3 宅地等の液状化対策の相談に関すること。 4 避難所の安全確認及び応急復旧に関すること。 5 帰宅困難者に関する情報収集に関すること。 6 家屋の被害状況調査等に関すること。 7 応急危険度判定ボランティアの受け入れ、配置に関すること。 8 復旧計画の立案に関すること。 9 災害時における他の部の応援に関すること。
環境部 (環境部)	1 災害に伴う各種公害調査並びに対策に関すること。 2 がれき処理に係わる関係機関等との連絡調整に関すること。 3 倒木の除去、公園の復旧に関すること。 4 ごみ処理及びし尿収集に関すること。 5 災害時における他の部の応援に関すること。
文化共育部 (文化共育部)	1 避難所補完施設の開設に関すること。 2 地域内輸送拠点の開設及び施設管理に関すること。 3 遺体収容所の開設及び施設管理に関すること。

### 第3部 対応態勢

	4 避難者の収容に関すること。 5 避難所補完施設の管理・運営に関すること。 6 帰宅困難者の一時収容及び対応に関すること。 7 災害時における他の部の応援に関すること。
生活振興部 (生活振興部)	1 災害状況の調査に関すること。 2 罹災証明書発行に関すること。 3 罹災証明書発行事務の受入れ調整に関すること。 4 義援金品の受領・輸送及び配分に関すること。 5 避難所補完施設の開設に関すること。 6 避難者の収容に関すること。 7 避難所補完施設の管理・運営に関すること。 8 帰宅困難者の一時収容及び対応に関すること。 9 災害時における他の部の応援に関すること。
産業経済部 (産業経済部)	1 救援物資等の確保、調達、輸送及び配分の協力に関すること。 2 災害時における他の部の応援に関すること。
福祉部 (福祉部)	1 要配慮者の対応に関すること。 2 救援物資等の配分に関すること。 3 行方不明者の捜索及び遺体取扱に関すること。 4 福祉ボランティアの受入れ及び配置に関すること。 5 避難行動要支援者名簿の運営管理に関すること。 6 遺体収容所の開設及び運営に関すること。 7 災害時における他の部の応援に関すること。
子ども家庭部 (子ども家庭部)	1 被災園児等の調査並びに保護及び安全に関すること。 2 被災者の救助及び保護に関すること。 3 救援物資等の配分に関すること。 4 応急保育に関すること。 5 保護児童等の安全に関すること。 6 保護児童等の相談及び援助に関すること。 7 要保護児童等の把握及び保護に関すること。 8 区の母子生活支援施設入所者の安全に関すること。 9 災害時における他の部の応援に関すること。
健康部 (健康部)	1 江戸川区災害医療コーディネーターを中心とする都との連携体制に関すること。 2 医療・助産及び乳幼児救護等に関すること。 3 緊急医療救護所及び医療救護受援施設に係る連携調整に関すること。 4 重症者搬送の連絡調整に関すること。 5 救急医薬品の確保に関すること。 6 医療チーム及び医療支援団体等の受入れ及び配置に関すること。 7 被災者等のメンタルケアに関すること。 8 防疫業務に関すること。 9 保健衛生業務に関すること。

	10 災害時における他の部の応援に関すること。
土木部 (土木部)	1 水防活動に関すること。 2 堤防・道路・橋梁等の点検・整備・復旧に関すること。 3 排水対策に関すること。 4 道路・河川等の障害物の除去に関すること。 5 ライフライン事業者との連絡調整に関すること。 6 がれき処理及び運搬に関すること。 7 災害時における他の部の応援に関すること。
教育部 (教育委員会事務局)	1 避難所の開設に関すること。 2 避難者の収容に関すること。 3 避難所の管理・運営に関すること。 4 避難所との連携・調整業務に関すること。 5 避難者の把握に関すること。 6 被災児童・生徒の調査及び保護安全に関すること。 7 応急教育及び教材・学用品の調達及び支給に関すること。 8 帰宅困難者の一時収容及び対応に関すること。 9 災害時における他の部の応援に関すること。
渉外部 (区議会事務局) (選挙管理委員会事務局) (監査委員事務局)	1 江戸川区議会災害対策本部との情報連携に関すること。 2 内外諸団体との連絡調整に関すること。 3 災害時における他の部の応援に関すること。

## 2 災害対策本部の職員配備

災害時における本部の職員配備は、次の2種別とする。

〈非常配備態勢〉

態勢種別	災害対策本部の設置時期	態 勢	配備人員
第1次 非常配備態勢	①震度5強程度の地震により災害が発生するおそれがあるとき ②その他の状況により、本部長が必要と認めたとき	①災害の発生を防御するための措置を強化 ②救助その他災害の拡大を防止するための措置に必要な準備 ③通信情報活動 ④避難所の開設準備及び運営	所属による災害対応がある職員  指定された職員
第2次 非常配備態勢	①地震により区内の一部の又は複数の地域に災害が発生したとき ②災害が拡大し、第1次非常配備態勢では対処できないとき ③その他の状況により、本部長が必要と認めたとき	①第1次非常配備態勢を強化 ②本部の全力をもって対処する態勢	全職員

## 3 災害対策本部設置の通知

区災害対策本部を設置したときは、直ちに都知事に報告するとともに、次に掲げる者に通報

## 第3部 対応態勢

しなければならない。

通報を受けた防災関係機関は、緊密な連携体制をとり、迅速な災害救助活動を実施する。

- (1) 防災関係機関
- (2) 隣接の区長及び市長
- (3) 本区各部長

### 4 災害対策本部への防災機関員の協力要請

本部長（区長）は、特に必要があると認めたときは、次に掲げる防災関係機関の長に対し、当該機関の職員が本部長室の事務に協力することを求めることができる。

また、本部長は本部防災機関員に対し、資料または情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

なお、消防署は必要と認める場合は、災害対策本部に職員を派遣する。

〈本部防災機関員〉

- |              |              |           |
|--------------|--------------|-----------|
| (1) 指定地方行政機関 | (2) 東京都      | (3) 陸上自衛隊 |
| (4) 指定公共機関   | (5) 指定地方公共機関 | (6) 公共的機関 |

防災関係機関相互間の連絡調整を図るため、本部長室におかれもので、防災関係機関の長が当該機関所属の職員のうちから指名し、本部長室には通信要員を伴って出席する。

## 第2節 警察・消防の初動態勢

### 1 警察の初動態勢

- (1) 警視庁は、警視庁管内に震度5強以上の地震が発生した場合には、直ちに警備本部を設置して指揮体制を確立する。
- (2) 各警察署は、部隊を編成し次の警備活動等を行う。
  - ① 被害実態の把握及び各種情報の収集
  - ② 交通規制
  - ③ 被災者の救出救助
  - ④ 被災者の避難誘導
  - ⑤ 行方不明者の捜索及び調査
  - ⑥ 遺体の調査等及び検視
  - ⑦ 公共の安全と秩序の維持

### 2 消防の初動態勢

- (1) 震災態勢の発令

地震の発生危険に関する情報により、地震発生の可能性が強まると判断し、情報収集体制の強化及び震災消防活動に備える必要があると認めたときは、震災態勢を発令する。

- (2) 震災非常配備態勢

ア 震災第一非常配備態勢

次のいずれかによる。

- (ア) 気象庁の発表で、東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5強の地震が発生したとき。
- (イ) 東京消防庁及び区市町村（島しょを除く。）の地震計ネットワークによる震度のい

すれかが震度5強を示す地震が発生したとき。

(ウ) (ア) の地域に地震が発生し、当該地震による被害状況等により警防本部長が必要と認めたとき。

#### イ 震災第二非常配備態勢

次のいずれかによる。

(ア) 気象庁の発表で、東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度6弱以上の地震が発生したとき。

(イ) 東京消防庁及び区市町村（島しょを除く。）の地震計ネットワークによる震度のいずれかが震度6弱以上を示す地震が発生したとき。

(ウ) (ア) の地域に地震が発生し、警防本部長が必要と認めたとき。

#### (3) 非常招集

震災第一非常配備態勢を発令したときは招集計画に基づき、所要の人員は直ちに所定の場所に参集する。震災第二非常配備態勢を発令したときは、全消防職員並びに全消防団員が招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。

### 第3節 特別非常配備態勢（勤務時間外）

夜間・休日等の勤務時間外に大地震（区内最大震度5強以上）または、これに準ずる地震により災害が発生した場合には、人員不足や指揮者不在により十分な組織対応がとれないことが予測される。その場合の災害応急活動として、早期の段階で要員・体制を確保する必要があり、本区は全職員による一時的な態勢をとる。なお、一定数の人員が確保され次第、組織対応体制である「非常配備態勢」に移行する。

#### 1 職員の参集

夜間・休日等の勤務時間外に大地震（区内最大震度5強以上）または、これに準ずる地震により災害が発生した際には、早期の段階で要員・体制を確保する。

##### (1) 職員の配備

勤務時間外に区内最大震度5強以上（危機管理部職員、土木部職員及び環境部職員（水とみどりの課、公園整備課）は区内最大震度5弱以上）の地震が発生した場合は、参集指示がなくともあらかじめ定められた場所に自主参集するものとする。

発災当初、職員は各自指定された場所（区本部・避難所・緊急医療救護所・地域内輸送拠点等）へ参集し、災害対応に従事する。上記以外の職員については、速やかに職場に参集し、参集場所責任者の指示により災害対応に従事する。

##### (2) 本部関係職員

- ① 本部長室員は、災害の発生を知ったときは直ちに登庁し、区役所東棟5階防災センター（災害対策本部室）に参集する。
- ② 本部長室員に代理者を指定する。発災時、本部長室員と代理者は互いに連絡をとり、本部長室員が直ちに登庁できないときは、代理者が登庁し本部長室員の職を代行する。
- ③ 本部要員（あらかじめ指定）は、気象庁発表の区内最大震度が5強以上を記録した場合、直ちに本部開設のために参集し、災害情報収集を開始する。

##### (3) 本部関係以外の職員

- ① 本部関係以外の職員については、住所要件を考慮し、あらかじめ指定されている災害対応

### 第3部 対応態勢

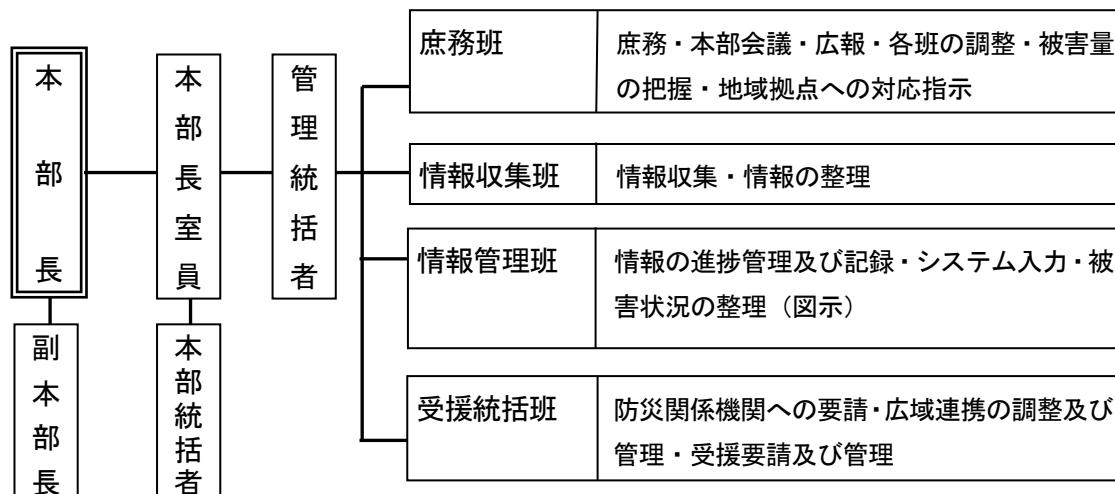
の核となる施設（勤務地・学校等）に参集し、災害対応に従事する。

- ② 上記例外として、次の組織対応が必要な部署に所属する職員または各部が指定する職員について、その職をもって各部であらかじめ指定された場所に参集する。
- ア 施設の安全確認等（都市開発部の技術系職員及び部の指定を受けた職員）
  - イ 道路障害物の除去（土木部の技術系職員及び部の指定を受けた職員）
  - ウ ごみ収集・がれき処理等（環境部の技能系職員及び部の指定を受けた職員）
  - エ 緊急医療救護所及び医療救護受援施設等の開設・運営（健康部の専門・部の指定を受けた技術系職員）
  - オ 福祉避難所及び要配慮者対策（福祉部の技術系職員及び部の指定を受けた職員）
  - カ 地域拠点開設・運営（各事務所・区民課の庶務係、地域サービス係及び地域施設係の職員）
  - キ 遺体収容所開設・運営（生活援護管理・第一・二・三課の指定を受けた職員）
  - ク 広報・広聴対応（SDGs推進部の指定を受けた職員）
  - ケ 情報システムの復旧・維持（DX推進課の指定を受けた職員）
  - コ 庁舎管理（総務課総務係の職員）
  - サ 区議会対応（区議会事務局の指定を受けた職員）
  - シ 応急給水（課税課、納税課の職員）
  - ス 倒木等の撤去及び公園復旧（環境部の技術系職員及び部の指定を受けた職員）
  - セ 避難所管理（教育委員会事務局の指定を受けた職員）
  - ソ 物資配送拠点開設・運営（産業経済部の指定を受けた職員）
  - タ 住基システム維持・復旧（マイナンバー推進課の指定を受けた職員）
  - チ 児童相談所運営（子ども家庭部の指定を受けた職員）
  - ツ 災害ボランティア対応（江戸川区社会福祉協議会、えどがわボランティアセンターの指定を受けた職員）
  - テ 現金・有価証券出納管理（会計課の指定を受けた職員）
- ③ 指定された参集場所が使用不能であるときは、最寄りの地域拠点（各事務所・区民課）に参集する。ただし、地域拠点が使用不能となった場合は、速やかに本部へ連絡し本部の指示に従う。

## 2 災害対策本部の設置

### (1) 本部長室

本部長室の体制は、次のとおり参集した職員をもって構成する。

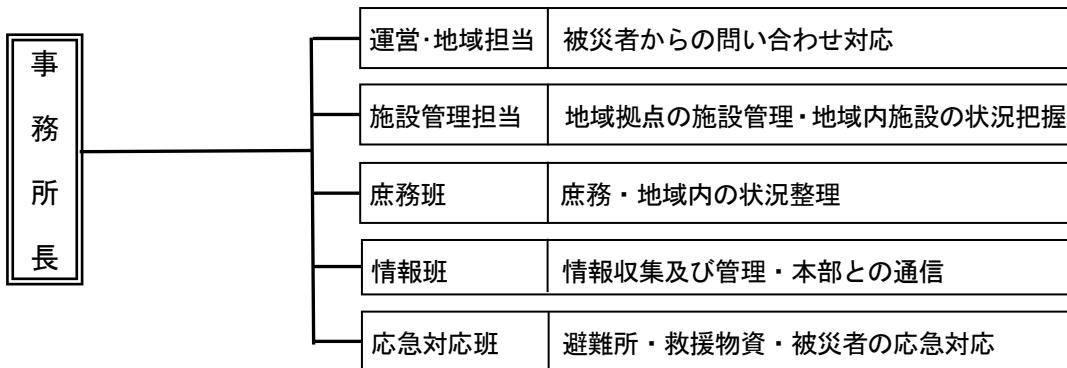


- ① 本部長室の構成員は、本部長及び副本部長のほか次の者とする。
  - ア 本部長室員[本部統括者]（危機管理部長、経営企画部長、SDGs推進部長、新庁舎・施設整備部長）
  - イ 本部長室員（各部長、区議会事務局長、教育推進課長、消防署長又はその指名する消防吏員）
  - ウ 管理統括者（防災危機管理課長、地域防災課長、災害要配慮者支援課長、企画課長、財政課長、DX推進課長、広報課長、計画課長、財産活用課長、新庁舎整備課長、建設技術課長、職員課長、秘書課長、産業振興課長）
  - エ 本部要員（危機管理部職員、機動部隊職員等）
- ② 大地震発生（区内最大震度5強以上）の際は、自動的に本部が設置されたものとみなし、本部長及び副本部長が不在の場合は本部統括者が、本部長の職を代行する。
- ③ 東棟5階防災センター（災害対策本部室）が使用できないときは、本庁舎の適宜の場所に本部を設置し、関係機関並びに参集職員に周知を図る。
- ④ 本庁舎全体が機能しないときは、総合文化センター・中央図書館を本部の代替施設とする。
- ⑤ 本部長室は常に職員の参集状況を把握し、最も効果的な事務の遂行に努める。
- ⑥ 本部長室が必要と認めたときは、順次、防災計画による防災各部の所掌事務に移行する。  
(非常配備態勢への移行)

### 第3部 対応態勢

#### (2) 地域拠点（区民課・各事務所）

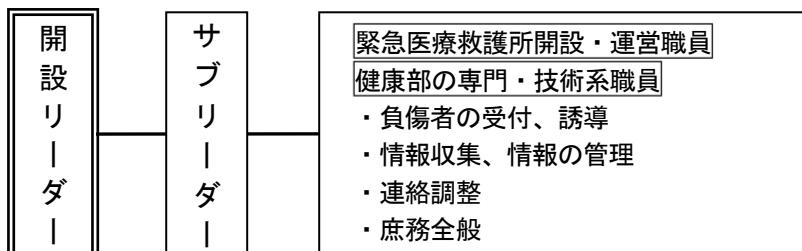
休日・夜間等、勤務時間外での災害発生時については、各部本部が機能せず（設置されない）各現場への指示、対応が不可能である。そのため、被害情報や要請の管理など本部への一極集中を防ぐこと及び必要な人的・物的ニーズに迅速に応えることを目的とし、各事務所を地域ごとの「地域拠点」と位置付け円滑に機能させる。なお、この体制は、職員参集の状況により本部からの非常配備態勢への移行指示まで続くものとする。



- ① 地域拠点の構成員は、事務所長のほか次のものとする。
  - ア 責任者（事務所長または区民課長）
  - イ 要員（庶務係職員、地域サービス係職員、地域施設係職員）
- ② 責任者は、参集職員を指揮して、管内の被害状況の把握に努め、本部に報告するとともに、被災者の救助その他の応急活動を行う。
- ③ 本部との通信が途絶したときは、適宜伝令員を派遣し管内の状況を本部に報告し、指示を求めるなければならない。

(3)緊急医療救護所（災害拠点病院前（東京臨海病院、江戸川病院、森山記念病院）、災害拠点連携病院前（松江病院、岩井整形外科病院、タムスさくら病院江戸川、葛西昌医会病院、江戸川メディケア病院）、災害医療支援病院前（京葉病院、葛西中央病院、東京心臓不整脈病院、同愛会病院、一盛病院、東京東病院、小松川病院、江戸川共済病院、森山脳神経センター病院））（※詳細は資料編を参照）

災害時の医療救護活動を円滑に行うため、主に重症患者の処置・収容を担う「災害拠点病院」を機能停止させないよう、傷病者のトリアージ機関として位置付ける。



- ① 緊急医療救護所開設・運営の構成員は、次のものとする。
  - ア 開設リーダー … 区職員の開設・運営責任者  
※原則、健康部の職員より選任する
  - イ サブリーダー … 区職員の開設・運営副責任者  
※原則、健康部の職員より選任する
  - ウ 緊急医療救護所開設・運営職員 … 要員  
※あらかじめ住所要件等で指定されている

## エ 健康部の専門・技術系職員 … 要員

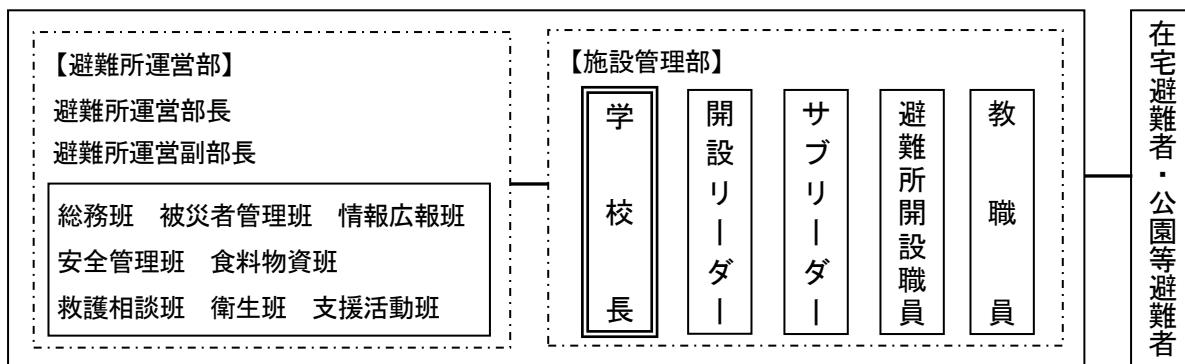
※あらかじめ職務要件で指定されている

- ② 開設リーダーは、参集後、直ちに開設・運営職員並びに健康部の専門・技術系職員とともに緊急医療救護所を開設する。その後、区職員の責任者として、円滑な運営に努める。
- ③ 緊急医療救護所開設・運営職員並びに健康部の専門・技術系職員は、医師の参集前に傷病者のトリアージが可能となるレイアウトや物品等の準備を行う。医師到着後は、負傷者の受付・誘導、情報収集、情報の管理、連絡調整を行う。
- ④ 医薬品等の必要物資は、医療救護活動拠点（健康部本部）から関係機関に要請する。

## (4)避難所

避難所は避難者自身で運営し、区は施設の管理や地域拠点との連絡調整を担う。また、避難者のための「避難者支援拠点」として位置付け、避難所周辺で在宅避難や公園等に避難している者への支援に努める。

## 【避難所運営協議会】



- ① 避難所は、避難者等で組織する「避難所運営部」と行政職員等で組織する「施設管理部」との2つの組織による「避難所運営協議会」で運営する。
  - ア 避難所運営部長 … 避難所運営の責任者 ※避難者の中から互選によって選出（ただし、部長、副部長には、女性と男性の両方を配置する。）
  - イ 施設管理責任者 … 避難所施設の責任者 ※当該校の学校長
  - ウ 避難所開設職員 … 連絡調整要員 ※あらかじめ住所要件で指定されている（ただし、女性と男性の数が均衡するよう努めるものとする。）
  - エ 各学校の教職員 … 連絡調整要員 ※当該校の教職員
- ② 施設管理責任者（学校長）は、参集する避難所開設職員及び教職員を指揮して、周辺の被害状況・火災の延焼状況等の把握に努め避難所の安全確保を図らなければならない。
- ③ 避難所開設リーダーは、施設管理責任者若しくは、あらかじめ代理者として指定を受けている者が到着するまでの間、その職を代行する。
- ④ 避難者の増減及び必要物資・資器材等について、必要に応じて地域拠点に報告し、その指示を求める。

## 第3部 対応態勢

### 3 職員の役割

初動態勢時の各参集場所における職員の役割は以下のとおりとする。

#### (1) 災害対策本部（防災センター）

区分	本部長室		危機管理部（本部要員）		
	本部長	本部長室員	管理統括者	要員	補助要員
構成	区長	[本部統括者]	防災危機管理課長	防災危機管理課職員	※職務終了後、合流
		危機管理部長	地域防災課長	地域防災課職員	
		経営企画部長	災害要配慮者支援課長	災害要配慮者支援課職員	
		SDGs推進部長	企画課長	企画課職員	
		新庁舎・施設整備部長	財政課長	財政課職員	
	副本部長 副区長 教育長	各部長（上記以外）	DX推進課長	DX推進課職員	
		区議会事務局長	広報課長	計画課職員	
		教育推進課長	計画課長	財産活用課職員	
			財産活用課長	新庁舎整備課職員	
			新庁舎整備課長	建設技術課職員	
所掌事務	本部長室は、次の事項について江戸川区災害対策本部の基本方針を審議策定する。 ①部の非常配備態勢に関すること。 ②災害の情報収集及び伝達に関すること。 ③避難の指示に関すること。 ④専門ボランティア等の応援要請・受入れ及び区市町村の相互支援に関すること。 ⑤災害派遣及び応援の要請に関すること。 ⑥公用令書による公用負担に関すること。 ⑦災害対策に要する経費の処理方法に関すること。 ⑧前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。	建設技術課長	秘書課長	秘書課職員 (広報課職員)	
		秘書課長	職員課長	(職員課職員)	
		職員課長	産業振興課長	(産業振興課職員)	
		産業振興課長		(経営支援課職員)	

#### (2) 地域拠点

	主な業務内容	開設・運営職員
事務所	<p>①責任者は本部からの指令を受け、参集職員の指揮命令を行う。</p> <p>②本部指令に伴う実施計画の調整。</p> <p>※責任者不在の場合は、上席者がその職務を代行する。</p> <p>③本部との情報連絡・伝達を行う。</p> <p>④区民からの情報収集・相談等の窓口を担当する。</p> <p>⑤道路機能を確保するための調査業務。</p> <p>⑥事務所における記録。</p> <p>⑦その他本部からの指令・要請に伴う業務。</p>	各事務所長  【職務要件】 各事務所の 庶務係職員 地域サービス係職員 地域施設係職員

## (3) 緊急医療救護所

	主な業務内容	開設・運営職員	健康部職員
災害拠点病院前 災害拠点連携病院前 災害医療支援病院前	<p>①緊急医療救護所（トリアージエリア及び応急処置エリア）の開設。            ア トリアージに関する準備。            イ 負傷者受入れの準備。</p> <p>②医療救護活動拠点（健康部本部）・病院との連絡体制確保。</p> <p>③医療救護活動拠点（健康部本部）            ～開設報告及び状況報告。</p> <p>④医療救護班等への協力。</p> <p>⑤負傷者の誘導及び整理。</p>	<p>【住所要件】            救護所から1～2km圏内に居住し、あらかじめ参集指定された職員</p> <p>※72時間経過後は、状況により順次緊急医療救護所を閉鎖し、開設職員及び健康部職員は勤務地へ移動。</p>	専門・技術系職員

## (4) 医療救護受援施設

	主な業務内容	健康部職員
各健康サポートセンター	<p>【発災時から72時間】            ①DMAT等医療チームの受援施設。            ②医薬品供給施設。            ③緊急医療救護所の後方支援。</p> <p>【72時間以降】            ①避難所巡回医療チームの活動支援。            ②在宅療養者の医療支援。</p>	<p>専門・技術系職員            ※緊急医療救護所に配置されていない健康部職員。            ※状況に応じて緊急医療救護所従事職員の合流あり。</p>

## (5) 避難所

	主な業務内容	施設管理部	避難所運営部
各小中学校等	<p>①鍵・アラーム等解除、避難所開設。            ②避難者受入れの準備。            ③避難者の適正な受入れ誘導。            ④災害状況の把握及び教育部本部への報告。            ⑤教育部本部との連絡と庶務的業務。            ⑥避難所用資器材の調達。            ⑦避難者からの相談等。            ⑧生活用品・食料等の配付。</p>	<p>校長            教職員            避難所開設職員            【住所要件】            ①江戸川区内在住職員及び隣接区市在住職員            ②江戸川区から概ね半径20km圏内在住職員</p>	<p>避難者による自主運営            ※主な役割            避難所運営部長            避難所運営副部長            各班長</p>

#### 4 非常配備態勢への移行

災害発生当初の態勢は、参考した職員により、本部及び避難所業務にあたる。

その後、本部の指示に基づき、逐次「非常配備態勢」の配置に移行する。

### 第4節 本部設置に至らない場合の態勢

#### 1 役割

災害発生前または、被害が生じるおそれがある段階での情報収集及び他機関との連絡調整を的確に行い、危機的事象を未然に防ぐことを目的とする。また、この態勢をとることにより、他機関連携における窓口の一本化や対応が必要となった場合の上位態勢への移行が迅速に行うことができる。

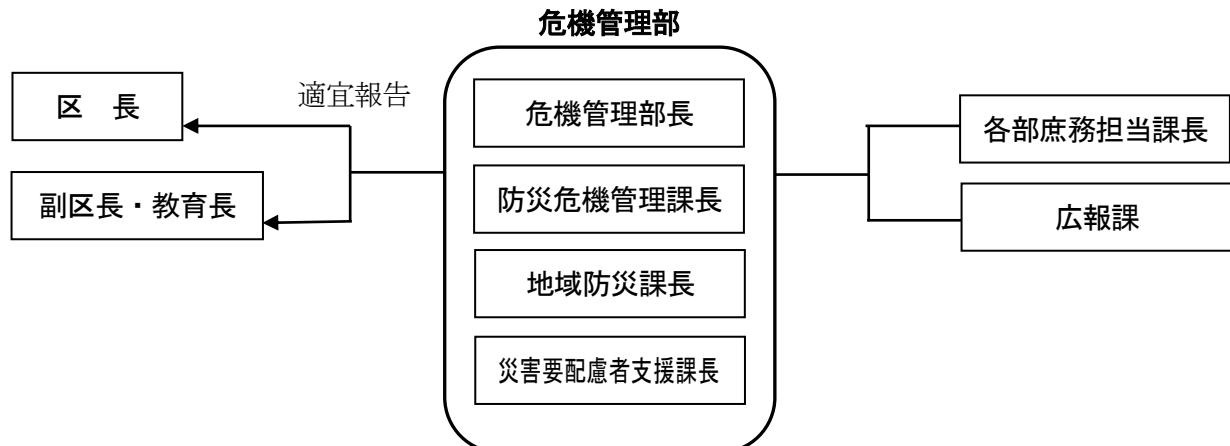
#### 2 情報連絡態勢の設置

##### (1) 情報連絡態勢の設置基準

区は、以下の条件の場合、本部設置に至らない場合の態勢（以下、「情報連絡態勢」という。）を設置し、情報収集を行う。

- ① 気象庁発表が区内最大震度5弱を記録した場合
- ② 気象予報により警報が発せられた場合
- ③ 危機管理部長または各部長より情報収集の必要を認める要請があった場合

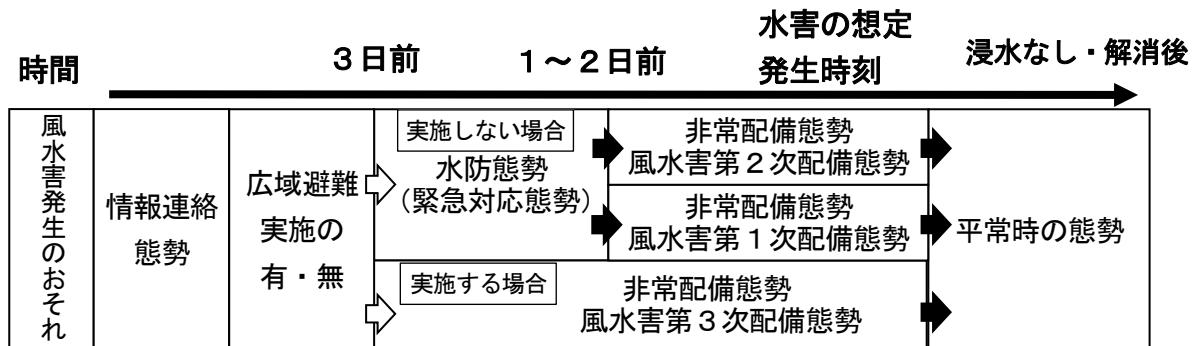
##### (2) 情報連絡態勢の組織



## 第2章 風水害時対応態勢

以下のとおり、本区の緊急対応時の体制を「発災の時間帯」による整理で分類し、体制の違いを確認する。

### 時系列による整理



### 第1節 情報連絡態勢

#### 1 情報連絡態勢の設置

- (1) 第3部 第1章 第4節「本部設置に至らない場合の態勢」を参照。

### 第2節 水防態勢

広域避難の実施がされず、災害対策本部を設置するに至らない程度の風水害等（地震を除く。）においては、水防態勢をとる。

#### 1 水防本部の設置基準

土木部長は、次の設置基準により必要であると認められるときは、水防本部を設置する。

- (1) 江戸川区に気象庁より大雨、洪水、高潮、津波のいずれかの警報が発せられたとき。
- (2) 各河川管理者より区内の各河川に対して、水防警報が発令されたとき。
- (3) 土木部長が、洪水、高潮等が発生するおそれがあると認めたとき。

#### 2 水防本部の廃止

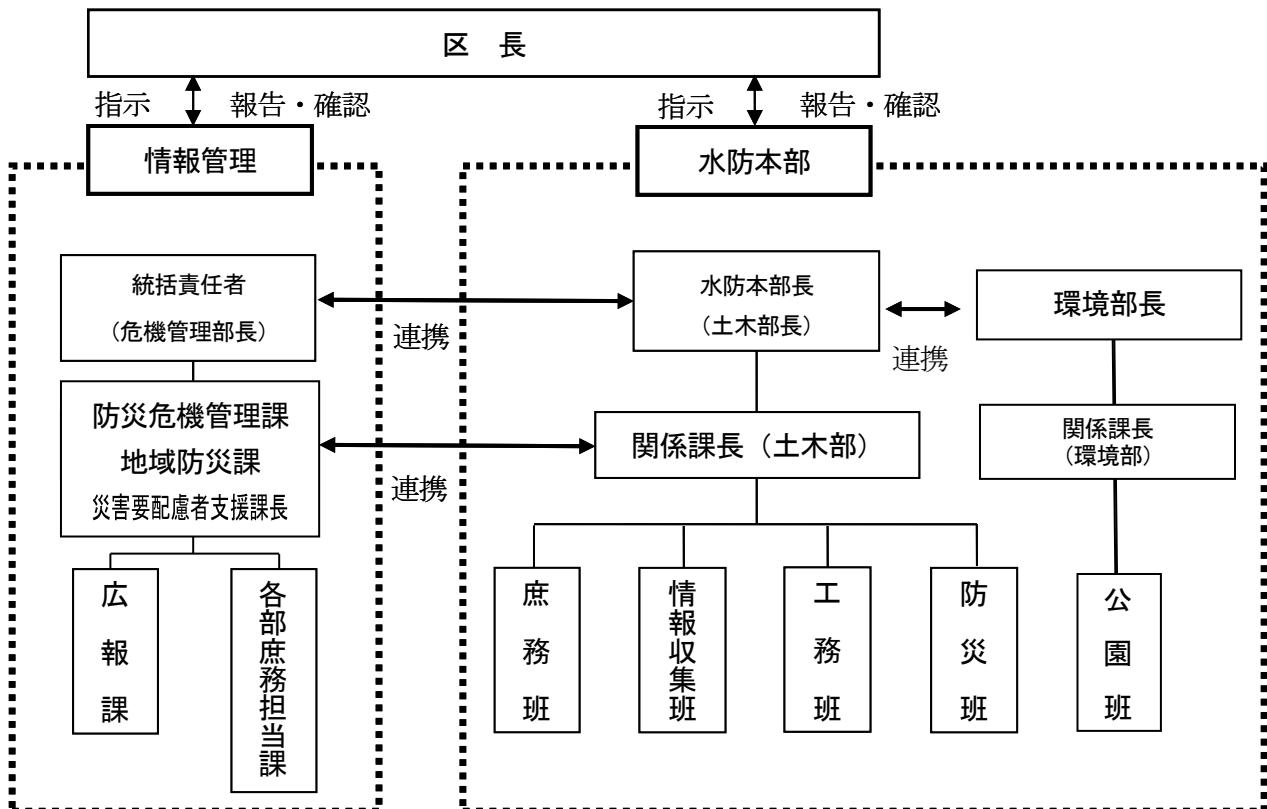
土木部長（水防本部長）は、水防活動が概ね完了したと認めたときは、水防本部を廃止する。

#### 3 水防本部の統合

災害対策本部が設置された場合、水防本部は、その構成部の一つとして統合される。

## 4 水防本部の組織

&lt;水防本部の組織図&gt;



## 第3節 非常配備態勢

区長は、区内で災害（災害救助法の適用基準に達する程度の災害をいう。）が発生、または発生のおそれがある場合に、災害対策本部を設置したときには、非常配備態勢の指令を発し、職員を配備する。

## 1 江戸川区災害対策本部

職員は、区の地域において災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、直ちに本部を設置し応急対策を実施する。

- (1) 江戸川区災害対策本部の設置
- (2) 第1章 第1節 第1項「江戸川区災害対策本部」を参照。
- (3) 江戸川区災害対策本部の組織  
第1章 第1節 第1項「江戸川区災害対策本部」を参照。

## 2 災害対策本部の職員配備

災害時における本部の職員配備は、次の3種別とする。

※水防態勢から風水害第1次配備態勢、風水害第2次配備態勢に切り替わる可能性がある。

※避難者を混乱させないため、原則、風水害第1次配備態勢から風水害第2次配備態勢に切り替える判断は行わない。

〈風水害第1次・第2次配備態勢：広域避難を実施しない場合〉

態勢種別	災害対策本部の設置時期	態 勢
風水害第1次 配備態勢	概ね3日後～1日後に、江東5区に上陸又は予報円がかかる台風の中心気圧が $950\text{hPa} \leq N < 970\text{hPa}$ の場合。	自主避難施設開設
風水害第2次 配備態勢	①概ね3日後～1日後に、江東5区に上陸又は予報円がかかる台風の中心気圧が $930\text{hPa} < N < 950\text{hPa}$ の場合。 ②上陸30時間前に荒川上流域での総雨量が400mmを超える場合。	避難所開設

〈風水害第3次配備態勢：広域避難を実施する場合〉

態勢種別	災害対策本部の設置時期	態 勢
風水害第3次 配備態勢	①概ね3日後に、東京地方に上陸又は予報円がかかる台風の中心気圧が $N \leq 930\text{hPa}$ の場合。 ②荒川流域の3日間積算雨量予測が400mmを超える場合。	広域避難

上記の表のとおり、各配備態勢の検討に着手し、態勢発令の判断にあたっては、以下の気象予報などを考察のうえ総合的に判断する。

- ①大雨等による河川の氾濫、内水氾濫で区内に浸水のおそれがある場合
  - ②東京管区気象台ホットライン情報、台風の気象予報（予報円の中心・半径、進行方向・速度、中心気圧、最大風速、最大瞬間風速、暴風警戒域、予測降雨量、潮位）等
  - ③特別警報、警報、注意報などの気象情報発令の見直し
  - ④過去の類似気象事例における災害発生状況
- ※江東5区及び鉄道など計画運休の状況等を鑑み、発令のタイミングを調整する

## 3 災害対策本部設置の通知

区災害対策本部を設置したときは、直ちに都知事に報告するとともに、次に掲げる者に通報しなければならない。

通報を受けた防災関係機関は、緊密な連携体制をとり、迅速な災害救助活動を実施する。

- (1) 防災関係機関
- (2) 隣接の区長及び市長
- (3) 本区各部長

## 第3部 対応態勢

### 4 災害対策本部への防災機関員の協力要請

本部長（区長）は、特に必要があると認めたときは、次に掲げる防災関係機関の長に対し、当該機関の職員が本部長室の事務に協力することを求めることができる。

また、本部長は本部防災機関員に対し、資料または情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

なお、消防署は必要と認める場合は、災害対策本部に職員を派遣し、以下の内容に関する協力又は助言を行うものとする。

（①災害状況の情報提供に関すること、②支援要請の伝達に関すること、③火災状況に基づく避難指示に関すること、④災害対策本部からの各種要請の伝達に関すること、⑤関係防災機関からの情報収集に関すること、⑥物資等の調達依頼に関すること）

#### 〈本部防災機関員〉

(1) 指定地方行政機関	(2) 東京都	(3) 陸上自衛隊
(4) 指定公共機関	(5) 指定地方公共機関	(6) 公共的機関

防災関係機関相互間の連絡調整を図るため、本部長室におかれるので、防災関係機関の長が当該機関所属の職員のうちから指名し、本部長室には通信要員を伴って出席する。

## 第4節 警察・消防の初動態勢

### 1 警察の初動態勢

警視庁は気象警報等の発表によらず被害の発生が予想される場合、又は災害規模、被害状況等に応じ、直ちに警備本部を設置して指揮体制を確立する。

### 2 消防の初動態勢

#### （1）水防態勢

必要に応じて水防態勢を発令し、事前計画（水防基本計画等）に基づく活動を開始する。

#### （2）第一～第四非常配備態勢

必要に応じて第一～第四非常配備態勢（東京都地域防災計画）を発令する。第一非常配備態勢以上の発令で勤務時間外職員の参集・水防部隊を編成する。

## 第3章 初動対応体制の整備

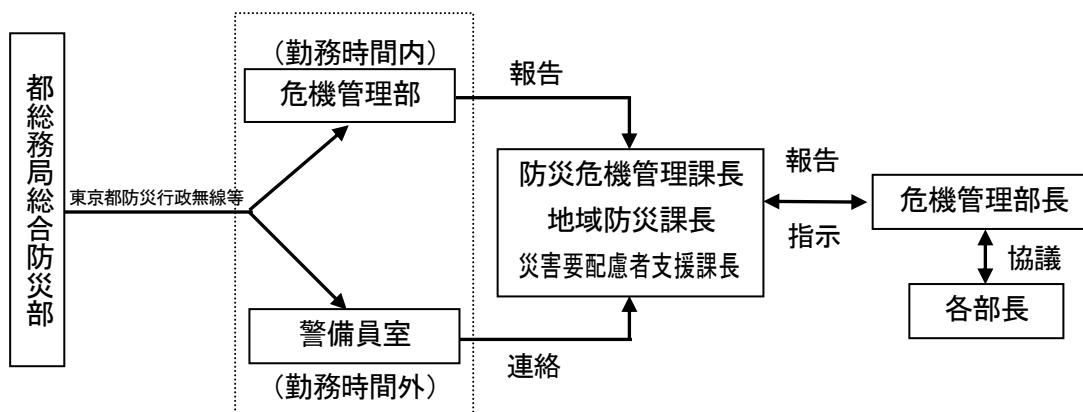
### 第1節 平常時の体制

#### 1 平常時連絡系統

平常時において危機的事象に対する基本的な情報収集体制は、以下のとおり危機管理部が窓口となる。このとき、各部対応の必要が生じた場合については、各部が対応の主体（窓口）となり、危機管理部は全庁の調整役を担う。万が一、異常を発見若しくは都より連絡が入った場合には、防災危機管理課長・地域防災課長・災害要配慮者支援課長が直ちに危機管理部長へ報告し（必要に応じて区長報告有）、以降の態勢について検討する。

また、台風や局地的集中豪雨等による水災害のおそれ、あるいは、強風、雪害など自然災害において区内に被害を及ぼす可能性がある場合については、土木部長と協議のうえ、次の態勢に移行する。

【平常時連絡系統】



#### 2 災害対応への準備

区職員は、災害対策基本法第5条【市町村の責務】において、区民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、常に適切な危機管理意識を持って、必要な準備をしておく。

そのために区は、職員の危機管理意識の向上と自己備蓄を基本とし、体制強化に向けた人材育成や職員訓練、研修等に積極的に取り組んでいく。

##### (1) 機動部隊職員

防災関係部署の経験者または、防災に必要な知識と豊富な経験を持ち、災害現場において適切な指示を出し応急対応に積極的に係われる中心的リーダーを担う職員を「機動部隊職員」とする。

機動部隊職員は、危機管理部の指名を受け、危機管理部長より任命されるものとする。

主な活動は、以下のとおりである。

###### ① 平常時の活動内容

- ア 職員訓練への参加・協力
- イ 防災研修への積極的な参加
- ウ 防災部署（危機管理部）が主催する各種防災イベントへの協力・支援
- エ 被災地への派遣、情報収集

## 第3部 対応態勢

### ② 災害時の活動内容

ア 参集場所は、災害対策本部

イ 配属部の防災業務に優先し、本部機能を有する上記の場所での応急活動の指揮者

※特別非常配備態勢時のみ

### (2) 災害時の兵站（食料品等の個人備蓄の推奨）

職員は災害時に備え、各自で可能な限り食料及び飲料水をローリングストック方式で備蓄しておく。また、必要に応じて衣類や応急セットなども準備しておく。

## 第2節 職員訓練・研修

区（危機管理部）は職員の防災力向上のため、以下の訓練を実施する。

職員は職員訓練への参加要請があった場合は、特別の理由がない場合を除き、積極的に訓練へ参加しなければならない。特に避難所開設及び運営に係わる職員については、有事の災害対応において区民との協力関係が重要であることから、担当する避難所での迅速かつ効率的な避難所開設・運営が行えるよう自ら訓練を企画し、また、地域の防災訓練に積極的に参加することとする。

### 【職員訓練の主な内容】

- ① 職員参集訓練
- ② 本部開設・運営訓練
- ③ 避難所開設・運営訓練
- ④ 緊急医療救護所開設訓練
- ⑤ 通信・伝達訓練
- ⑥ 職員防災訓練（非常配備態勢時の訓練）